学校感染症（第２・３種・その他）の診断書及び証明書

学校名　　岐阜総合学園高等学校

年　組　氏名

１．上記の者について、下記の病気を診断しました。
２．上記の者について、下記の病気により　　月　　日から　　月　　日（　　日間）まで出席を停止したことを認めます。

該当の病名に○印をつけてください。

第２種	1	インフルエンザ	発症後５日を経過し、かつ解熱した後２日を経過するまで
	2	百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	3	麻しん	解熱した後、３日を経過するまで
	4	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	5	風しん	発しんが消失するまで
	6	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	7	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、２日を経過するまで
	8	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
		【注意】 ただし、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第２種の感染症については、病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。	
第３種	9	コレラ	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	１０	細菌性赤痢	
	１１	腸管出血性大腸菌感染症	
	１２	腸チフス	
	１３	パラチフス	
	１４	流行性角結膜炎	
	１５	急性出血性結膜炎	
	【下記は条件によって出席停止の措置が必要と考えられるもの】		
	１６	溶連菌感染症	抗生剤治療開始後２４時間を経て全身症状がよくなるまで
	１７	手足口病	発熱、口内疹などの急性症状が消退して、全身状態の安定するまで
	１８	伝染性紅斑	発疹のみで全身症状が良ければ登校可能
	１９	その他の感染症 （　　）	症状が改善し、全身状態が良くなるまで

(注)「その他の感染症」とは、ウイルス肝炎・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症・ヘルパンギーナをいいます。

【通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症】

アタマジラミ・水いぼ（伝染性軟疣（属）腫）・伝染性膿痂疹

平成　　年　　月　　日

医療機関・医師名　　印